

## 障害者の企業実習について

### 1 目的

- (1) 企業実習を体験することにより、障害者本人の就労意欲を引き出します。
- (2) 企業実習を体験する中で、就職を希望する障害者の適正や能力、課題等の確認を行い、その後の就職活動に役立てます。
- (3) 企業の障害者雇用への理解の促進を図る手段として活用します。

### 2 実習の条件

#### (1) 実習対象者

港区内に住所を有する障害者で、就職を目指す港区障害者就労援助事業の登録者及び養護学校の在校生を対象とします。1回の実習の人数は一人とし、原則として実習ごとに実習生は交代します。港区障害者福祉事業団が手続きの窓口となります。

#### (2) 実習時期と回数

実習時期及び回数は、受託者と港区障害者福祉事業団との話し合いによって決めます。実習回数は、年に2回程度を予定しています。

#### (3) 実習期間

1回の実習期間は、2週間（10日間）程度です。

障害者の適性や能力に応じた、清掃業務に関する技能の向上及び指導をお願いします。

#### (4) 実習時間

1日の実習時間は、6時間～7時間程度です。

#### (5) 保険関係

実習期間中に事故等が発生した場合は、事業団が加入する企業研修に関する賠償責任保険及び企業研修中の傷害保険で対応します。また、養護学校の在校生が実習する場合は、養護学校の保険で対応します。

#### (6) 費用負担

上記の保険に関する費用は事業団及び養護学校で負担しますが、特に実習を実施したことによる謝礼はありません。

#### (7) 実習中の支援

現場や本人の状況に応じて事業団の職員が付き添ったり、訪問したりします。

### 【詳細問い合わせ】

港区障害者福祉事業団 TEL 03-5439-8062